

障がい者就労施設における生産活動の効率化に資する ICT 機器等の導入事業

1. 事業目的

- ・障がい者就労施設について、事業所の経営改善を支援するため、障がい特性に配慮した ICT 機器等の導入に係る費用の補助を通じ、サービス利用者が従事することができる業務範囲の拡大や、従事する作業の効率化を図る。

2. 事業内容

(1) 対象者

就労継続支援 A 型事業所及び就労継続支援 B 型事業所

(2) 対象経費

- ① ICT 機器（RPA や AI 等の技術を搭載したものが望ましい）
- ② 工作機器・治具
- ③ その他障がい者が従事する作業を効率化するために必要となる機械

(例) 従来のレジ打ちが困難な利用者向けの AI レジ、遠隔で操作できる接客ロボットやドローン、障がい者が使用しやすいように改良した PC やタブレット等を使用したアプリ（ただし、単なる PC やタブレットの購入費用は補助対象とならない）、視覚障がい者のための文字を音声に変換する治具、障がい特性に応じた担当作業や職場環境等を確認するためのアセスメントツール等

なお、以下のいずれかに該当するものであって、事業所の経営改善に資するものを対象とする

- ・ 利用者の従事可能な担当業務の拡充が図られるもの
- ・ 生産活動を行うために利用者自身が使用し、作業の効率化が図られるもの
- ・ 利用者の工賃や賃金の向上が見込まれるもの
- ・ 障がい特性に応じた適切な就労支援に資するもの

(3) 補助率等

3 / 4 以内（上限 150 万円）

※国による事業採択の状況による

3. その他

事前協議のための事業計画書様式は 4 月以降に県 HP に掲載